

秋田県介護サービス情報の公表実施基準

(目的)

第1条 この基準は、本県における介護サービス情報の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 介護サービス情報の公表は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保証されるために、介護保険法に基づく指定を受けた介護サービス事業所が、指定基準を遵守した上で、現に行っている事柄（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業所または施設の状況に関する情報）のうち利用者の選択に資する情報を定期的に公表するものである。

(指定情報公表センター)

第3条 介護サービス情報の公表事務は知事が当該公表事務を適切に実施できると認めて指定した者（以下「指定情報公表センター」という）が行うものとする。

2 指定情報公表センターの指定は1法人とし、その要件及び申請手続等については、別に定めるところによる。

3 指定情報公表センターの行う業務は次のとおりとする。

(1) 介護サービス情報の報告の受理

① 介護サービス事業所の調査及び介護サービス情報の公表に関する計画の策定

② 介護サービス情報の報告の受理

(2) 公表情報に対する苦情、相談等の受付

(3) 調査員養成研修

(4) 調査員の登録（調査員の指導監督に関する事務を除く）

(指定調査機関)

第4条 介護サービス情報の調査事務は知事が当該調査事務を適切に実施できると認めて指定した者（以下「指定調査機関」という）が行うものとする。

2 指定調査機関の要件及び申請手続等については、別に定めるところによる。

(対象事業所)

第5条 介護サービス情報の公表の対象事業所は、厚生労働省令で定めるサービスの指定若しくは許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）であって、第7条第2項第4号で定める計画の基準日前の1年間において提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給対象となるサービス費の対価（以下「居宅介護サービス費等」という。）として支払いを受けた金額が100万円を超える事業所等及び新たに指定若しくは許可を受けようとする事業所等（以下「新規事業所等」という。）とする。ただし、当該計画

期間内の新規事業所等については、調査情報の報告、調査及び公表の対象としないものとする。

- 2 前項にかかわらず、新規指定事業所等が調査情報の報告、調査及び公表を希望する場合はこれを妨げないものとする。
- 3 第1項にかかわらず居宅介護サービス費等として支払いを受けた金額が100万円以下の事業所等が基本情報並びに調査情報の報告、調査情報の調査及び基本情報並びに調査情報の公表を希望する場合、または基本情報の報告及び公表を希望する場合はこれを妨げないものとする。

(介護サービス情報の公表の頻度)

第6条 介護サービス情報の公表の頻度は年1回とする。

(介護サービス事業所等の調査及び介護サービス情報の公表に関する計画)

第7条 介護サービス事業所等の調査（以下、「調査」という。）及び介護サービス情報の公表（以下、「情報の公表」という。）に関する計画（以下、「計画」という。）は指定公表センターが作成し、知事が承認するものとする。

- 2 計画は次のとおり定めるものとする。
 - (1) 計画の策定の時期は、調査予定年度の前年度の3月中とする。
 - (2) 計画の基準日は1月1日とする。
 - (3) 計画の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とし、厚生労働省令で定める介護サービスについて、当該計画内に、サービスの種類ごとに、県内全ての介護サービス情報の公表の対象事業所等が情報の公表を終える計画とする。
 - (4) 計画の内容は次のとおりとし、一体的に作成するものとする。
 - (ア) 報告に関する計画
 - ① 計画の基準日
 - ② 計画の期間
 - ③ 報告の対象となる事業所等の名称
 - ④ 報告の提出先の名称
 - ⑤ 報告の提出期限
 - ⑥ その他知事が必要と認める事項
 - (イ) 調査に関する計画の内容
 - ① 計画の基準日
 - ② 計画の期間
 - ③ 事業所等ごとの調査を行う月
 - ④ 調査を行う指定調査機関の名称
 - ⑤ その他知事が必要と認める事項
 - (ウ) 公表に関する計画の内容
 - ① 計画の基準日

- ② 計画の期間
- ③ 事業所等ごとの公表を行う月
- ④ その他知事が必要と認める事項

- 3 指定情報公表センターは県及び市町村から指定事業所情報を入手するとともに、国民健康保険団体連合会から介護サービス情報の公表の対象となる事業所等の情報を入手するものとする。
- 4 指定情報公表センターは指定調査機関の調査可能なサービスの種類、調査実施可能量、調査実施可能時期及び調査実施可能地域を把握勘案して、介護サービス情報の公表の対象事業所等について指定調査機関毎に割振りを行うものとする。
- 5 指定情報公表センターは計画を作成するに当たり、介護サービス情報の公表の対象事業所等に対し、予め調査を担当する指定調査機関名を通知するものとする。ただし、指定情報公表センターは期限を定めて、当該指定調査機関の調査を受けることの是非等について意見を求めることとし、正当な理由があると認められる場合は、計画において配慮するよう努めるものとする。
- 6 指定調査機関は、調査を行う情報の公表の対象事業所等との間で、調査日を確定し、指定情報公表センターに報告を行うものとする。
- 7 指定情報公表センターは、指定調査機関からの報告に基づき計画を確定する。

(介護サービス情報の報告及び受理等)

第8条 介護サービス情報の公表の対象事業所等は、計画に基づき指定情報公表センターに対し介護サービス情報を報告するものとする。ただし新規事業所等については、介護サービスの提供を新たに開始しようとする日の翌月同日までに、基本情報のみを報告（新規の保険医療機関等の見なし指定事業所については、現に介護サービスの提供を開始しようとする日の翌月同日までに報告）するものとする。

- 2 指定情報公表センターは、事業所等から報告される介護サービス情報を受理し、計画と事業所等からの報告状況について、適正に管理するものとする。

(調査の実施等)

第9条 指定情報公表センターは受理した介護サービス情報を、速やかに調査を担当する指定調査機関に通知するものとする。

- 2 指定調査機関は、指定情報公表センターから介護サービス情報の通知を受けた後、計画に基づいて、事業所等の訪問調査を実施する。
- 3 訪問調査は次により行うものとする。
 - (1) 訪問調査は調査員2名1組で実施するものとする。
 - (2) 1事業所当たりの訪問調査の期間は1日以内とする。
 - (3) 事業所等の調査は、調査員が事業所等を訪問し、事業所等が予め記入した介護サービス情報に基づいて行い、2名の調査員で合意のうえ決定するものとする。
 - (4) 調査員は、訪問調査を終了するに当たり、事業所等に対して調査結果を報告し、事実誤認がないことについての同意を得るものとする。

- 4 調査員は、調査終了後速やかに、調査結果1部を指定調査機関に対して報告するものとし、指定調査機関は調査員からの報告後速やかに、調査結果を指定情報公表センターに報告するものとする。

(調査結果の公表等)

- 第10条 指定情報公表センターは指定調査機関からの調査結果を受理し、未記入事項がないこと等の確認をするものとする。また調査を要しない事項についても未記入事項がないこと等を確認するものとする。
- 2 指定情報公表センターは、公表する正しい介護サービス情報を決定し、計画に基づいて介護サービス情報を公表するものとする。
- 3 指定情報公表センターは、計画と指定調査機関からの報告及び情報の公表の状況について、適切に管理するものとし、予め策定した計画に、情報の公表状況について記入し、随時公表するものとする。

(公表情報の訂正)

- 第11条 事業所等は、公表した介護サービス情報について訂正が必要なときは、速やかに、指定情報公表センターに対して報告するものとする。
- 2 指定情報公表センターは、調査を要しない情報については直ちに、再調査が必要な情報については再調査が終了した後、公表するものとする。この場合の再調査は、翌年度に計画することができるものとする。

(公表情報に対する苦情等の受付及び再調査)

- 第12条 指定情報公表センターは、公表情報に対する苦情、相談等を受け付けるとともに、事業所等に対する照会、調査を行うものとする。
- 2 前項の調査は指定情報公表センターが当該事業所等を調査した指定調査機関に行わせるものとし、調査の結果、虚偽の報告が認められたときは、指定情報公表センターは知事に対して報告するものとする。

(虚偽の報告等に対する改善命令等)

- 第13条 知事は、事業所等が介護サービスの報告をせず、若しくは第12条第2項の虚偽の報告を行い、または調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて改善命令を行うものとする。
- 2 知事は、市町村長が指定する介護サービス事業者に対し前項の規定による処分をした場合は、遅滞なくその旨を当該事業者を指定した市町村に通知するものとする。
- 3 指定公表センターは第12条第2項の虚偽の報告について、知事の改善命令の結果、介護サービス情報の訂正が必要なときは、直ちに公表するものとする。

(指定の取り消し等)

- 第14条 知事が指定若しくは許可する介護サービス事業者が第13条第1項または第2項改善命令に従わないときは、知事は、介護保険法第115条の29第6項に基づ

き、指定の取り消し等を行うことができるものとする。

- 2 市町村長が指定する介護サービス事業者が第13条第1項または第2項改善命令に従わない場合において、介護サービス事業者の指定の取り消し等が適当であると認める場合は介護保険法第115条の29第7項に基づき理由を付して、その旨を当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

(守秘義務等)

第15条 指定調査機関の役職員（調査員を含む）またはこれらの職にあった者及び指定情報公表センターの役職員またはこれらの職にあった者は調査事務あるいは公表事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 指定調査機関の役職員（調査員を含む）またはこれらの職にあった者及び指定情報公表センターの役職員またはこれらの職にあった者は、地方公務員法に基づく公務に従事する職員とみなし、調査事務あるいは公表事務に関して知り得た秘密を他に漏らしたときは、地方公務員法第60条第2項の規定が適用されるものとする。

(介護サービス情報の調査事務及び公表事務に関する手数料)

第16条 介護サービス情報の調査事務及び公表事務に関する手数料は別途定める。

(介護サービス情報)

第17条 介護サービス情報は、介護サービス事業所が報告した内容を指定公表センターがそのまま公表する基本情報と、指定調査機関が事実確認を行ったうえで指定公表センターが公表する調査情報とし、それぞれ別表に定める。

附則

- 1 第7条第2項（2）の規定にかかわらず、平成18年度の計画の策定期間は18年4月中とする。
- 2 第8条第1項但し書きの規定にかかわらず、平成18年6月末までに新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所等は、6月末までに基本情報を報告するものとする。保健医療機関等の見なし事業所についても同様とする。
- 3 この基準は平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基準は平成19年1月31日から施行する。

秋田県介護サービス情報の公表実施基準新旧対照表

新	旧
<p>(介護サービス情報の報告及び受理等)</p> <p>第8条 介護サービス情報の公表の対象事業所等は、計画に基づき指定情報公表センターに対し介護サービス情報を報告するものとする。ただし新規事業所等については、介護サービスの提供を新たに開始しようとする日の<u>翌月同日</u>までに、基本情報のみを報告（新規の保険医療機関等の見なし指定事業所については、現に介護サービスの提供を開始しようとする日の<u>翌月同日</u>までに報告）するものとする。</p>	<p>(介護サービス情報の報告及び受理等)</p> <p>第8条 介護サービス情報の公表の対象事業所等は、計画に基づき指定情報公表センターに対し介護サービス情報を報告するものとする。ただし新規事業所等については、介護サービスの提供を新たに開始しようとする日までに、基本情報のみを報告（新規の保険医療機関等の見なし指定事業所については、現に介護サービスの提供を開始しようとする日の<u>2週間前</u>までに報告）するものとする。</p>